


# 管理不全空家の解消と空家対策について 空家等の適切な管理をお願いします

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定により、空家等の所有者または管理者（所有者等）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努める必要があります。  
※空家等とは、空家の建物、付属する工作物およびその敷地（立木を含む）をいいます。

## 空家等の適切な管理をしましょう

- 
- 1 屋根・壁・窓ガラス・ドアなどの破損を修繕する
  - 2 定期的に庭木の剪定や雑草を除草する
  - 3 敷地内のゴミや落ち葉などの掃除を行う
  - 4 害虫等が発生した場合には除去する
  - 5 町内会や近隣の人に連絡先を伝え、問題が起きた場合に連絡を取れるようにしておく
  - 6 ①～⑤の管理が難しいときは、業者へ依頼する

## 空家等の適切な管理は所有者等の責務です

空家等の管理不全が原因で他人に損害を与えた場合、損害賠償請求など管理責任を問われることがあります。通行人や近隣住民などに危害が及んでしまう前に、日ごろから定期的に空家等の状態を点検し、適切な管理をお願いします。

問合先 都市計画課 ☎441・7112 FAX441・8387

## リフィル処方箋について

リフィル処方箋は、定められた一定の期間内に繰り返し利用できる処方箋のことで、症状が安定している患者に対し、医師の判断により処方されます。

同じ処方箋で、医療機関の再診を受けることなく薬を受け取ることができますので、通院負担の軽減や医療費の削減が期待できます。

処方をご希望される場合は、かかりつけ医にご相談ください。

### 留意事項

- ・投薬量に限度が定められている医薬品（新薬や向精神薬等）および湿布薬は対象外です。
- ・利用回数は医師の判断により、上限は3回です。

問合先 保険医療課（保健事業グループ） ☎462・6683 FAX443・3555